

第1章

損害回復・ 経済的支援等への取組

- 1 損害賠償の請求についての援助等（基本法第12条関係） …………… 2
- 2 給付金の支給に係る制度の充実等（基本法第13条関係） …………… 8
- 3 居住の安定（基本法第16条関係） …………… 12
- 4 雇用の安定（基本法第17条関係） …………… 15

損害回復・経済的支援等への取組

1 損害賠償の請求についての援助等（基本法第12条関係）

(1) 日本司法支援センターによる支援

【施策番号1※】

ア 日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）においては、民事法律扶助業務として、経済的に余裕のない者が民事裁判等手続を利用する際に、収入等の一定の条件を満たすことを確認した上で、無料で法律相談を行い、必要に応じて弁護士・司法書士の費用の立替えを行っている（法テラスウェブサイト「法テラスの目的と業務（民事法律扶助業務）」：https://www.houterasu.or.jp/houterasu_gaiyou/mokuteki_gyoumu/minjihouritsufujo/）。

犯罪被害者等が、弁護士等に委任して民事裁判等手続を通じて損害賠償を請求する必要があるにもかかわらず、弁護士費用等を負担する経済的な余裕がない場合には、民事法律扶助制度を利用することにより当該費用が立て替えられ、原則として毎月分割で償還することができ、経済的負担が軽

減される。また、犯罪被害者等が刑事手続の成果を利用して簡易迅速に犯罪被害の賠償を請求することを可能とする損害賠償命令制度（平成20年12月施行）の利用に当たっても、民事法律扶助制度を利用して当該費用の立替えを受けることができる。さらに、平成26年4月からは、加害者等に対する損害賠償請求に係る弁護士との打合せに同席させるカウンセラー等の費用についても同制度の対象となり、当該費用の立替えを受けることが可能となった。

これらの支援に加え、法テラスにおいては、平成30年1月から、平成28年5月に成立した総合法律支援法の一部を改正する法律（以下「改正総合法律支援法」という。）の施行を受けて、ストーカー事案、配偶者等からの暴力事案及び児童虐待事案の被害者を対象とした資力にかかわらず法律相談援助（DV等被害者法律相談援助）や、認知機能が十分でないために弁護士等の法

法テラスによる犯罪被害者支援業務



提供：法務省

※ 第4次基本計画(P131基礎資料3参照)との対応関係を明らかにするために付したものを、以下同じ。

的サービスの提供を自発的に求めることが期待できない高齢者・障害者等を対象とした資力にかかわらず法律相談援助（特定援助対象者法律相談援助）を実施している。

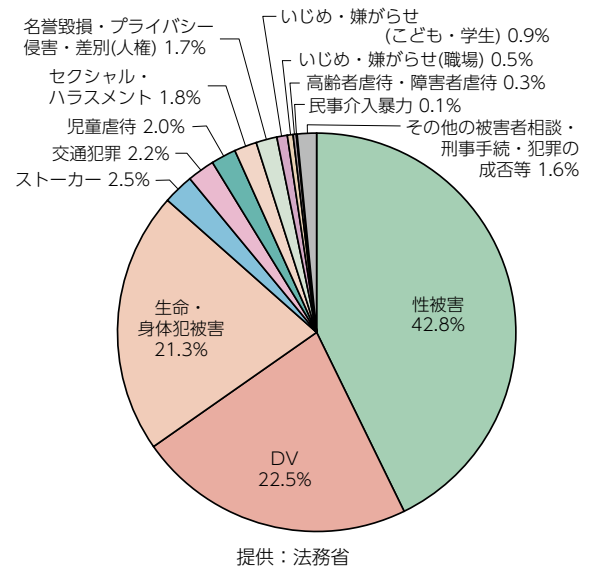
【施策番号2】

イ 法テラスにおいては、犯罪被害者等の置かれている状況に応じて、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士（精通弁護士）を紹介している。令和4年度中の紹介件数は1,529件であり、令和5年4月現在、3,963人の弁護士を紹介用名簿に登載している。

また、犯罪被害者支援に携わる弁護士による法的サービスの質の向上を目指し、弁護士会や犯罪被害者支援団体と連携・協力し、同名簿に登載されている弁護士等を対

象とした犯罪被害者支援のための研修を共催している。

弁護士紹介案件の被害種別内訳（令和4年度）



法テラスによる支援

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
精通弁護士紹介件数	1,795件	1,355件	1,252件	1,181件	1,529件
精通弁護士名簿登載者数	3,723人 平成31年4月現在	3,781人 令和2年4月現在	3,869人 令和3年4月現在	3,925人 令和4年4月現在	3,963人 令和5年4月現在

提供：法務省

(2) 損害賠償請求制度等に関する情報提供の充実

【施策番号3】

警察においては、刑事手続の概要、犯罪被害者等支援に係る関係機関・団体等の連絡先等を記載したパンフレット「被害者の手引」(P96【施策番号218】参照)等により、損害賠償請求制度の概要等について紹介している。

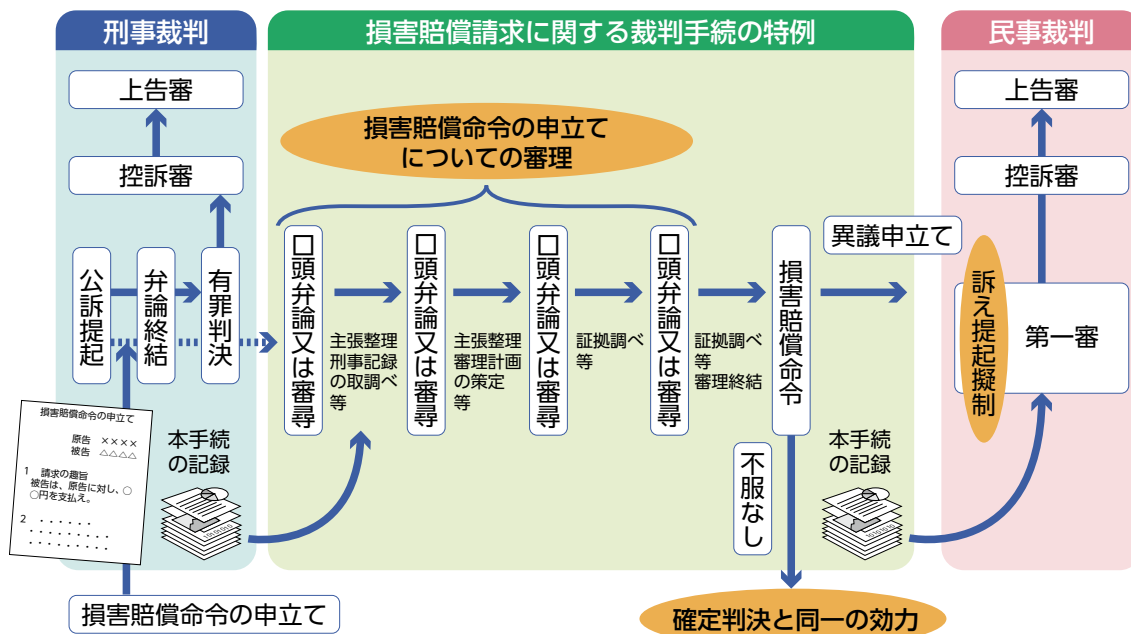
法務省においては、犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」や犯罪被害者等向けDVD「あなたの声を聴かせてください」により、損害賠償命令制度について紹介している(P59【施策番号139】参照)。

同制度については、平成20年12月の制度導入以降、令和4年末までに4,006件の申立てがあり、このうち3,909件が終局した。その内訳は、認容が1,764件、和解が910件、

終了(民事訴訟手続への移行)が530件、取下げが464件、認諾が156件、却下が55件、棄却が9件等である。

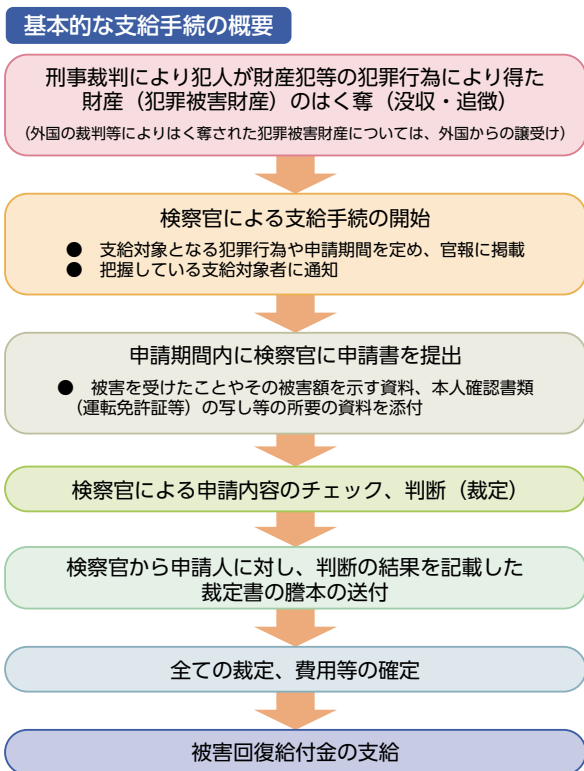
また、検察庁においては、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律に基づき、没収・追徴された犯罪被害財産を被害者等に被害回復給付金として支給するための手続(被害回復給付金支給手続)を行っている。令和3年中は、12件の同手続の開始決定が行われ、開始決定時における給付資金総額は約1億4,260万円であった。

損害賠償命令制度の概要



提供：法務省

被害回復給付金支給制度の概要



* 検察官による手続の一部を、弁護士である被害回復事務管理人に任せることがあります。

提供：法務省

被害回復給付金支給手続の運用状況

年次	支給手続開始決定件数	開始決定時給付資金総額
平成28年	8件	約 9,750 万円
平成29年	16件	約 3 億 8,987 万円
平成30年	15件	約 5 億 5,179 万円
令和元年	19件	約 2 億 7,781 万円
令和2年	13件	約 5 億 6,541 万円
令和3年	12件	約 1 億 4,260 万円

提供：法務省

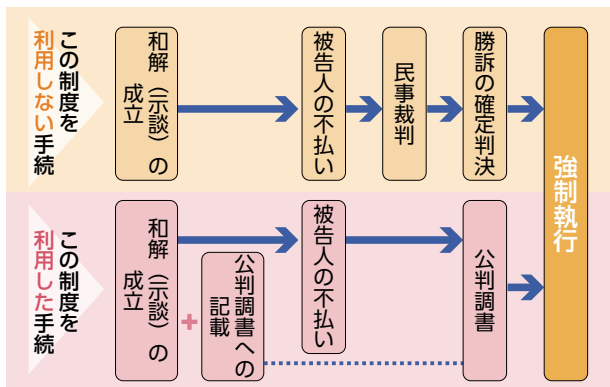
(3) 刑事和解等の制度の周知徹底

【施策番号 4】

法務省においては、刑事和解、公判記録の閲覧・謄写、不起訴記録の閲覧等の制度について説明した犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」を作成し、全国の検察庁等を通じて犯罪被害者等へ配布しているほか、同パンフレットをウェブサイト上に掲載するなどして、これらの制度を周知している（P59【施策番号 139】参照）。また、会議や研修等の様々な機会を通じ、刑事和解等に関する検察官等の理解の増進を図り、検察官等が犯罪被害者等に対して適切に情報提供を行うことができるよう努めている。

刑事和解制度による申立てが公判調書に記載された延べ数は、平成12年11月の制度導入以降令和4年末までの間で767件となっており、うち同年は21件であった。

刑事和解制度の手続



提供：法務省

刑事和解制度の運用状況

年次	事例数
平成30年	18
令和元年	18
令和2年	25
令和3年	19
令和4年	21

(注)

- 1 最高裁判所事務総局の資料（概数）による。
- 2 高等裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所における被告人と被害者等の間で成立した民事上の争いについての合意内容を公判調書に記載した事例数である。
- 3 事例数は、事件の終局日を基準に計上している。

提供：法務省

(4) 保険金支払の適正化等

【施策番号5】

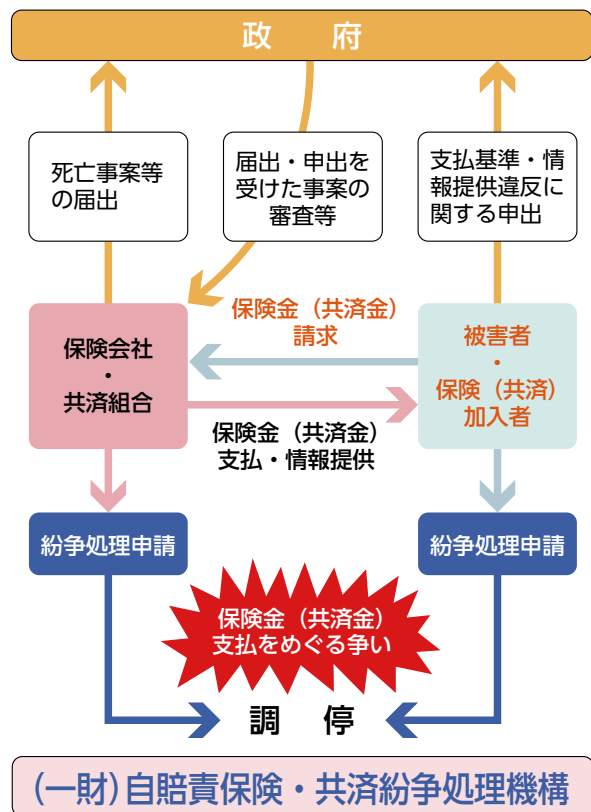
ア 国土交通省においては、自動車損害賠償責任保険・共済（以下「自賠責保険」という。）に関し、保険会社・共済組合による被害者等に対する情報提供の義務付け、保険会社・共済組合への立入検査（令和4年度実績：46か所）や死亡等重要事案の審査（同年度届出件数：7万7,117件）等を通じて保険金支払の適正化を図っている。

また、自動車損害賠償保障法に基づく指

定紛争処理機関である一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構（<https://www.jibai-adr.or.jp/>）においては、自賠責保険金の支払等に関する紛争処理のため、被害者等からの紛争処理申請に基づき、弁護士、医師及び学識経験者から成る紛争処理委員会による調停を行っており、令和4年度中の紛争処理審査件数は669件となっている。

自賠責保険支払の仕組み

（平成14年4月以降）



提供：国土交通省

紛争処理の実施状況

年度	紛争処理審査件数
平成29年度	950
平成30年度	808
令和元年度	592
令和2年度	636
令和3年度	725
令和4年度	669

提供：国土交通省

【施策番号6】

イ 金融庁においては、被害者に直接保険金等が支払われる場合も含め、契約に基づく保険金等の支払が適切に行われるよう、「保険会社向けの総合的な監督指針」（平成17年8月策定）等に基づき、各保険会社における保険金等支払管理態勢の整備に関する検証を行っているほか、苦情・相談として寄せられた情報を活用し、保険会社に対する検査・監督を行っている。

【施策番号7】

ウ 国土交通省においては、自動車事故に関する法律相談、示談あっせん等により被害者等が迅速かつ適切に損害賠償を受けられるよう、公益財団法人日弁連交通事故相談センター（<https://n-tacc.or.jp/>）に対する支援（補助金交付）を行っている。

同センターにおいては、令和4年度中、相談所を全国156か所（うち42か所で示談あっせんを実施）で延べ1万967日開設し、3万6,758件の相談を無料で受け付けた。

【施策番号8】

エ 自賠償保険による損害賠償を受けることができないひき逃げや無保険車等による事故の被害者に対し、自動車損害賠償保障法に基づく政府保障事業において、本来の賠償責任者である加害者等に代わり、政府が直接その損害を填補している（国土交通省ウェブサイト「自賠償保

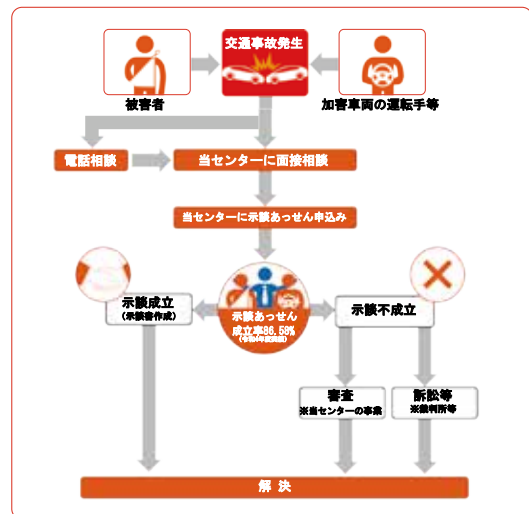
険ポータルサイト」：<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/04relief/accident/nopolicyholder.html>）。同事業における令和4年度中の損害填補件数は275件（前年度：499件）であった。

公益財団法人日弁連交通事故相談センターによる無料事故相談の状況

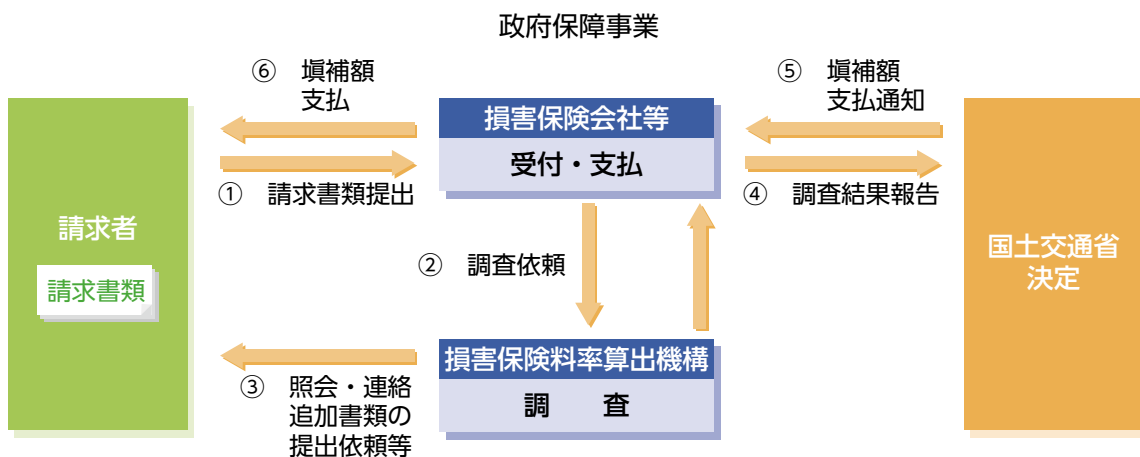
年度	延べ開設日数	相談件数
平成28年度	11,829	42,000
平成29年度	12,103	37,731
平成30年度	12,019	35,721
令和元年度	12,249	36,941
令和2年度	11,006	31,407
令和3年度	12,240	32,538
令和4年度	10,967	36,758

提供：国土交通省

公益財団法人日弁連交通事故相談センターにおける相談、示談あっせん、審査の流れ



提供：国土交通省



提供：国土交通省

(5) 受刑者の作業報奨金を損害賠償に充当することが可能である旨の周知

【施策番号 9】

法務省においては、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に基づき、受刑者が釈放前に作業報奨金の支給を受けたい旨の申出をした場合において、その使用目的が犯罪被害者等に対する損害賠償への充当等相当なもの認められるときは、支給時における報奨金計算額に相当する金額の範囲内で、申出額の全部又は一部を支給し、犯罪被害者等に対する損害賠償に充当する制度を運用している。

また、同制度を十分に運用するため、刑執行開始時における指導等の際に告知しているほか、受刑者の居室内に備え付けている「所内生活心得」等の冊子に記載し、引き続き周知している。

(6) 暴力団犯罪による被害の回復の支援

【施策番号 10】

警察においては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律等により、暴力団員による暴力的要求行為の相手方や暴力団員による犯罪の被害者等に対し、本人からの申出に基づき、被害の回復等のための助言や交渉場所の提供等の援助を積極的に行っている（警察庁ウェブサイト「組織犯罪対策部」：<https://www.npa.go.jp/bureau/sosikihanzai/index.html>）。

また、弁護士会や都道府県暴力追放運動推進センターと連携し、訴訟関係者に対する支援を行っている。

令和4年中に警察等が行った暴力団関係事案に係る援助の措置件数は22件、民事訴訟の支援件数は54件であった。

さらに、同センターにおいては、暴力団員による不当な行為に関する相談活動、被害者に対する見舞金の支給等を行っている（全国暴力追放運動推進センターウェブサイト：<https://www.zenboutsui.jp/index.html>）。

暴力団関係事案に係る支援の実施状況

年次	援助の措置件数	民事訴訟の支援件数
平成30年	20	40
令和元年	17	49
令和2年	15	52
令和3年	12	53
令和4年	22	54

(7) 加害者の損害賠償責任の実現に向けた調査等の実施

【施策番号 11】

ア 内閣府においては、平成27年8月、加害者による犯罪被害者等に対する損害賠償の実態を把握するため、日本弁護士連合会による調査に協力した（調査結果については、警察庁ウェブサイト「犯罪被害者等施策」(<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/sakutei-suisin/kaigi24/index.html>)を参照)。

上記調査において、債務名義等を得たにもかかわらず回収できなかった理由として、債務者の資力不足、財産開示手続の実効性等の回答が得られたところ、加害者の損害賠償責任の実現に特化したものではないが、これに資するものとして、第三者から債務者財産に関する情報を取得する制度の新設等を盛り込んだ民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正民事執行法」という。）が令和元年5月に成立し、令和2年4月に施行されている。

警察庁においては、関係府省庁と連携し、犯罪被害者等が損害賠償を受けることができない状況について、実態把握のための調査を令和5年度中に実施予定であり、当該調査に向けた検討を行っている。

【施策番号 12】

イ 法務省においては、改正民事執行法の附帯決議を踏まえ、公的機関による犯罪被害者の損害賠償請求権の履行確保に係る各国

の民事法制等に関する調査研究を実施した
(同報告書は、法務省ウェブサイト (<https://>

www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00261.html) に掲載)。

2 給付金の支給に係る制度の充実等 (基本法第13条関係)

(1) 犯罪被害給付制度の運用改善

【施策番号 13】

犯罪被害給付制度(以下「犯給制度」という。)とは、通り魔殺人等の故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた被害者の遺族又は重傷病を負い若しくは障害が残った犯罪被害者に対し、社会の連帯共助の精神に基づき、犯罪被害等を早期に軽減するとともに、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援するため、犯罪被害者等給付金を支給するものである。

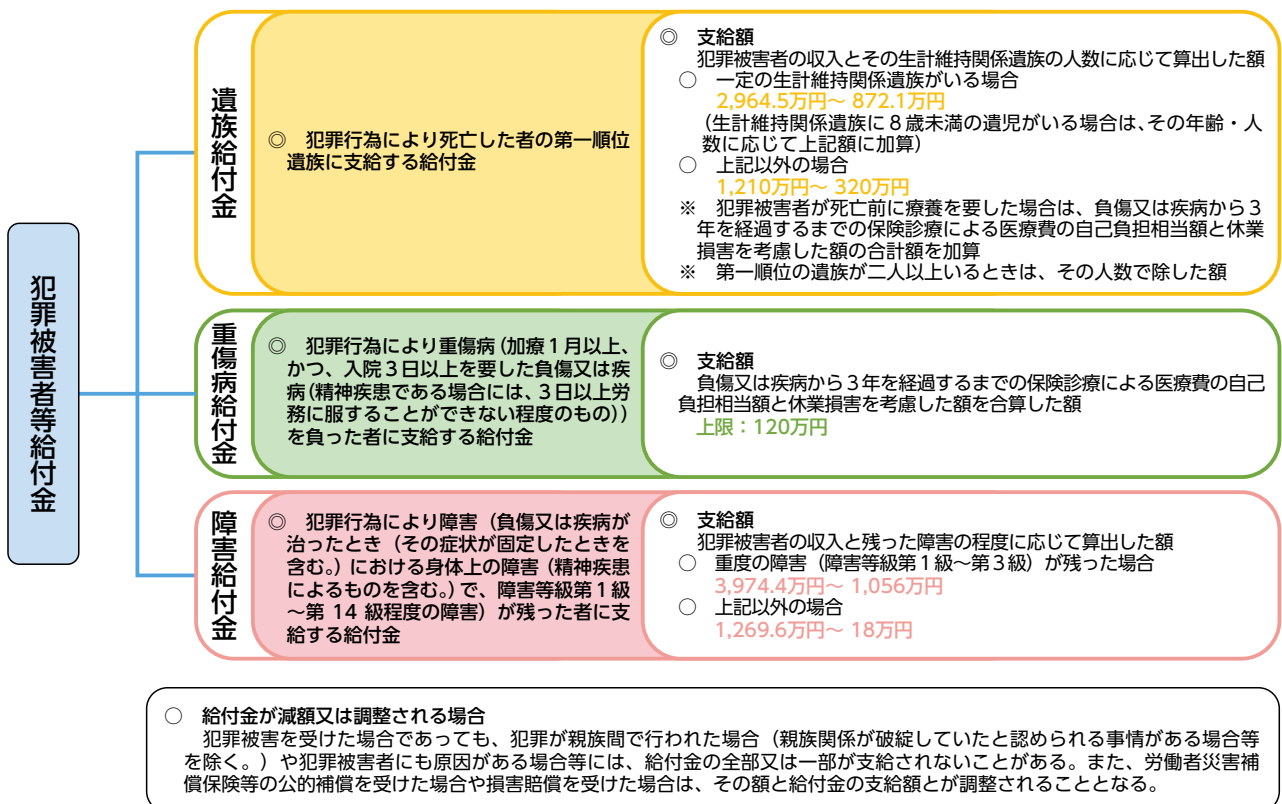
同制度について、平成20年7月には、生計維持関係のある遺族に対する遺族給付金及び重度後遺障害者(障害等級第1級から第3級まで)に対する障害給付金の引上げ等を、平成21年10月には、配偶者等からの暴力

事案であって特に必要と認められる場合には全額支給ができるようにするための規定の見直しを、平成26年11月には、「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」において取りまとめられた提言を踏まえ、親族間犯罪に係る減額・不支給事由の見直しを、それぞれ行った。

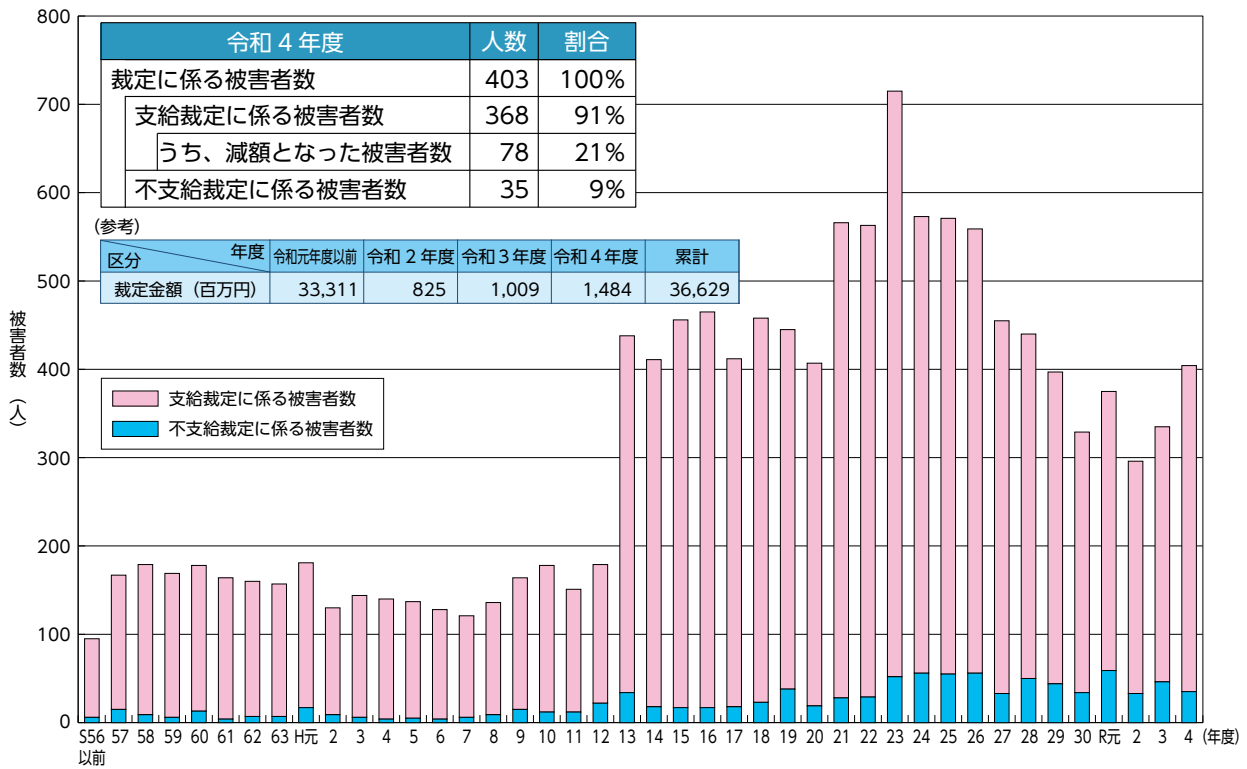
また、第3次基本計画を踏まえ、平成29年4月から「犯罪被害給付制度に関する有識者検討会」を開催して検討を行い、同年7月に取りまとめられた提言を踏まえて、重傷病給付金の給付期間の延長、仮給付の柔軟化、遺児への手厚い支援、親族間犯罪被害に係る支給基準の抜本的見直しを内容とする犯給制度の改正等を行い、平成30年4月に施行された。

警察庁においては、犯給制度の事務担当者

犯給制度の概要



犯給制度の運用状況



を対象とした会議を開催するなどして、仮給付金支給決定の積極的な検討や迅速な裁定等の運用改善について都道府県警察を指導している。また、パンフレット、ポスター、ウェブサイト等を活用して仮給付制度を含む犯給制度の周知徹底を図るとともに、同制度の対象となり得る犯罪被害者等に対し、同制度に関して有する権利や手続について十分に教示するよう指導している。令和4年度中における仮給付決定に係る被害者数は28人（前年度比10人増加）であった。

令和3年度における犯罪被害者等給付金の裁定金額は約10億900万円であり、令和4年度は約14億8,400万円であった。また、令和3年度における裁定期間（申請から裁定までに要した期間）の平均は約9.3か月、中央値は約6.4か月であり、令和4年度における裁定期間の平均は約9.8か月（前年度比0.5か月増加）、中央値は約5.8か月（前年度比0.6か月減少）であった。

警察庁においては、「犯罪被害者等施策の一層の推進について」（令和5年6月6日犯罪被害者等施策推進会議決定）に基づき、関

係府省庁の協力を得つつ、犯給制度の抜本的強化に関する検討を実施している。

(2) 性犯罪被害者の医療費の負担軽減

【施策番号 14】

警察庁においては、平成18年度から、性犯罪被害者の緊急避妊等に要する経費（初診料、診断書料、性感染症等の検査費用、人工妊娠中絶費用等を含む。）を都道府県警察に補助しており、都道府県警察においては、同経費に係る公費負担制度を運用し、性犯罪被害者の精神的・経済的負担の軽減を図っている。

また、性犯罪被害以外の身体犯被害についても、刑事手続における犯罪被害者等の負担を軽減するため、犯罪被害に係る初診料、診断書料及び死体検案書料を公費により負担している。

警察庁において引き続き予算措置を講じ、できる限り全国的に同水準で公費負担の支援がなされるようにするとともに、支援内容の充実を図るよう、都道府県警察を指導している。また、性犯罪被害に伴う精神疾患についても犯給制度の対象となることの周知も含

め、各種支援施策の効果的な広報に努めるよう、都道府県警察を指導していく。

○^{※1}海上保安庁においては、犯罪被害に係る事件の捜査において、診断書又は死体検案書が必要な場合に、その取得に要する経費を公費により負担している。また、捜査上の要請から行う事情聴取のため犯罪被害者等が官署に来訪する場合の旅費についても、公費により負担している。

(3) カウンセリング等心理療法の費用の負担軽減等

【施策番号 15】

警察庁においては、公認心理師、臨床心理士等の資格を有する部内カウンセラーの確実かつ十分な配置に努めるよう都道府県警察を指導している。また、平成28年度から、犯罪被害者等が自ら選んだ精神科医、臨床心理士等を受診した際の診療料及びカウンセリング料の公費負担制度に要する経費について予算措置を講じ、平成30年7月までに、同制度が全国で整備された。さらに、同制度の趣旨を踏まえた実施要領を定めるなどして適切な運用を図るとともに、同制度の周知に努めるよう、都道府県警察を指導している。

令和4年度中における、同制度の利用件数は2,338回(前年度:2,033回)であった。

警察庁においては、同制度ができる限り全

国的に同水準で運用されるよう、都道府県警察への指導を徹底している(P11トピックス「各種公費負担制度の充実のための取組」参照)。

(4) 司法解剖後の遺体搬送費等に対する措置
【施策番号 16】

都道府県警察及び海上保安庁においては、司法解剖後の遺体を遺族の自宅等まで搬送するための費用や解剖による切開痕等を目立たないよう修復するための費用を公費により負担し、遺族の精神的・経済的負担の軽減を図っている。

(5) 地方公共団体による見舞金制度等の導入促進等
【施策番号 17】

警察庁においては、地方公共団体に対し、犯罪被害者等施策主管課室長会議^{※2}や地方公共団体の職員を対象とする研修の機会を捉えて、犯罪被害者等に対する見舞金の支給制度や生活資金の貸付制度の導入を要請している。また、「犯罪被害者等施策情報メールマガジン」(犯罪被害者等施策に関する先進的・意欲的な取組事例をはじめとする有益な情報を関係府省庁、地方公共団体その他の関係機関等へ配信する電子メール)を通じ、これらの制度の導入状況等について情報提供を行っている。制度の導入状況については、犯

海上保安庁の犯罪被害者等支援に関するリーフレット




提供：国土交通省

※1 「○」は、第4次基本計画に盛り込まれている具体的施策の担当府省庁以外の府省庁が実施している施策であることを示す。以下同じ。
 ※2 犯罪被害者等のための施策の総合的な推進に資するため、都道府県や政令指定都市との情報交換等を行う会議

トピックス

各種公費負担制度の充実のための取組

警察庁においては、犯罪被害者等のカウンセリング費用、犯罪被害者等の一時避難場所借上げに要する経費及びハウスクリーニングに要する経費等を都道府県警察に補助しており、都道府県警察において、これら経費に係る公費負担制度を運用している。警察庁においては、これらの経費に係る公費負担制度に関して、できる限り全国的に同水準を確保するとともに、その底上げを図るよう、都道府県警察への指導を徹底している。

犯罪被害者等の一時避難場所借上げに要する経費の公費負担	犯罪被害者等のハウスクリーニングに要する経費の公費負担	犯罪被害者等のカウンセリング費用の公費負担
<p><概要> 自宅が犯罪行為の現場となり破壊されるなど、居住が困難で、かつ、犯罪被害者等が自ら居住する場所を確保できない場合等に一時的に避難するための宿泊場所に要する経費</p>	<p><概要> 自宅が犯罪行為の現場となった場合におけるハウスクリーニングに要する経費</p>	<p><概要> 犯罪被害者等が自ら選んだ精神科医、公認心理師、臨床心理士等を受診した際の診療料及びカウンセリング料</p>
<p>※ 警察庁において、これらの経費を都道府県警察に補助しており、都道府県警察において、これら経費に係る公費負担制度を運用している。</p>		
<p>できる限り全国的に同水準を確保するとともに、その底上げを図るよう、都道府県警察への指導を徹底</p>		
		
<p>宿泊日数の上限の撤廃、又は上限を設定する場合には必要に応じて日数の延長を可能とした</p>	<p>支給額の上限の撤廃、又は上限を設定する場合には必要に応じて上限を超えて支出を可能とした</p>	<p>投薬料、入院費の支給を可能とした</p>
<p><令和5年度予算額> 25百万円（前年度比8百万円増）</p>	<p><令和5年度予算額> 17百万円（前年度比12百万円増）</p>	<p><令和5年度予算額> 73百万円（前年度比44百万円増）</p>

罪被害者白書に掲載（P179 基礎資料6-2、6-3参照）しているほか、警察庁ウェブサイト「犯罪被害者等施策」（<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/local/toukei.html>）にも掲載している。

令和5年4月現在、犯罪被害者等に対する見舞金の支給制度を導入しているのは16都県、14政令指定都市、631市区町村（前年：13都県、12政令指定都市、464市区町村）

であり、そのほか、4県において市町村による見舞金支給に対して補助を実施している。また、生活資金の貸付制度を導入しているのは3県、1政令指定都市、10市区町（前年：3県、10市区町）である。

警察庁においては、できる限り全国的に同水準で見舞金の支給制度等が導入されるよう、同制度等の導入を要請している。

(6) 預保納付金の活用**【施策番号 18】**

金融庁及び財務省においては、平成28年6月、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律第二十条第一項に規定する割合及び支出について定める命令の一部を改正し、預保納付金事業について、犯罪被害者等のこどもへの奨学金を貸与制から給付制に変更するとともに、犯罪被害者支援団体への助成対象として、相談員の育成に要する経費を追加した。また、給付制奨学金の導入等により、同事業の内容が変わることから、同年10月、同事業の担い手を再選定し、平成29年4月から奨学金等の給付を開始した。同年度から令和3年度末までの奨学金の給付実績は延べ868人、総額約4億2,997万円であり、犯罪被害者支援団体への助成実績は延べ446件、総額約14億8,075万円であった。

(7) 海外での犯罪被害者等に対する経済的支援**【施策番号 19】**

警察庁においては、平成28年11月に施行された国外犯罪被害弔慰金等の支給に関す

る法律に基づき、日本国外において行われた人の生命又は身体を害する故意の犯罪行為により死亡した日本国籍を有する国外犯罪被害者（日本国外の永住者を除く。以下同じ。）の第一順位遺族（日本国籍を有せず、かつ、日本国内に住所を有しない者を除く。）に国外犯罪被害弔慰金として国外犯罪被害者1人当たり200万円を、当該犯罪行為により障害等級第1級相当の障害が残った国外犯罪被害者に国外犯罪被害障害見舞金として1人当たり100万円を、それぞれ支給する国外犯罪被害弔慰金等支給制度を運用している。令和4年度における国外犯罪被害弔慰金等の支給裁定に係る国外犯罪被害者数は5人（支給裁定件数7件）であり、支給裁定金額は総額800万円であった。

また、都道府県警察においては、リーフレットやポスターの配布等を通じて同制度を周知するとともに、同制度の対象となる犯罪被害者等を認知した場合には、必要に応じ、裁定申請等の手続を教示している。

外務省においても、外務省・在外公館ウェブサイト (https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/jnos/page23_001767.html) において同制度を周知している。

3 居住の安定（基本法第16条関係）**(1) 公営住宅への優先入居等****【施策番号 20】**

ア 国土交通省においては、地方公共団体に対し、平成16年から平成17年にかけて、配偶者からの暴力事案の被害者をはじめとする犯罪被害者等を対象とした公営住宅への優先入居や目的外使用等について配慮を依頼する通知を、平成23年度には公営住宅への目的外使用の手続の簡素化に関する通知を、それぞれ発出した。また、平成29年度及び令和3年度には、ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律の施行を踏まえ、改めて通知を発

出した。令和4年度には犯罪被害者等を公営住宅の優先入居対象とすることの積極的な検討や保証人確保を求めないなどの配慮を依頼する通知を発出した。今後、さらに、地方公共団体担当者を対象とする研修会等において要請を行うとともに、既に犯罪被害者等を優先入居対象としている団体の情報を他の団体にも共有していく。

同年12月現在、都道府県及び政令指定都市の公営住宅において、優先入居により723戸、目的外使用により83戸に犯罪被害者等が入居している。

【施策番号 21】

イ 国土交通省においては、公営住宅への入居に関し、都道府県営住宅における広域的な対応や、市区町村営住宅を管理する市区町村を含む地方公共団体相互間における緊密な連携を、各地方公共団体に要請していることについて、会議等の場で改めて各地方公共団体に周知した。

【施策番号 22】

ウ 独立行政法人都市再生機構においては、自ら居住する場所を確保できない犯罪被害者等を支援するため、公営住宅の管理主体から同機構の賃貸住宅の借上げ等について要請があった場合には、柔軟に対応することとしている。

【施策番号 23】

エ 国土交通省においては、犯罪被害者等の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、地方公共団体、関係事業者、居住支援団体等が組織する居住支援協議会及び平成29年4月に成立し、同年10月に施行された、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律に基づく居住支援法人による相談対応、情報提供等に対する支援を行っている。

【施策番号 24】

オ 国土交通省においては、法務省作成の犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」により、犯罪被害者等に対し、公営住宅への優先入居等に関する施策を周知している。

(2) 被害直後及び中期的な居住場所の確保**【施策番号 25】**

ア 厚生労働省（こども関係施策につき令和5年度からはこども家庭庁）においては、児童相談所・婦人相談所の一時保護所や、婦人相談所が一時保護委託先として契約している母子生活支援施設、民間シェルター等において一時保護を行っており、犯罪被害女性等の個々の状況に応じて保護期間を

延長するなど、柔軟に対応している。また、犯罪被害女性等を加害者等から保護するため、都道府県域を超えた広域的な一時保護・施設入所手続を行うなど、制度の適切な運用に努めている。

令和3年度の配偶者等からの暴力事案や人身取引（性的サービスや労働の強要等）事犯の被害女性等を含めた一時保護人数は5,537人（要保護女性本人3,093人、同伴家族2,444人）であった。

また、児童福祉法に基づき、児童相談所長等が必要と認める場合には、虐待を受けたこども等の一時保護を行うことができる。ところ、児童虐待事案への対応においては、こどもの安全確保等が必要な場合であれば、保護者やこどもの同意がなくとも一時保護をちゅうちょなく行うべき旨を「一時保護ガイドラインについて」（平成30年7月6日厚生労働省子ども家庭局長通知）等に明記し、こどもの安全が迅速に確保され、その適切な保護が図られるよう周知している。

婦人相談所等における一時保護の実施状況

年度	要保護女性本人の一時保護人数	同伴家族の一時保護人数	合計
平成28年度	4,624	4,018	8,642
平成29年度	4,172	3,793	7,965
平成30年度	4,052	3,536	7,588
令和元年度	3,994	3,561	7,555
令和2年度	3,514	2,851	6,365
令和3年度	3,093	2,444	5,537

提供：厚生労働省

【施策番号 26】

イ 厚生労働省（令和5年度からはこども家庭庁）においては、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）に基づき、虐待を受けたこどもと非行児童との混合処遇等を改善するため、次世代育成支援対策施設整備交付金等を活用し、児童相談所の一時保護所における個別対応のための環境改善を推進している（令

和4年4月現在、約90%の一時保護所において個別対応のための環境改善を実施)。

また、福祉行政報告例等により、児童相談所の一時保護所における一時保護日数や一時保護件数等を把握しており、令和3年度中の一時保護所における一時保護日数は延べ86万2,864日、所内一時保護件数は2万6,358件、一時保護委託件数は2万3,526件となっている。

児童相談所における一時保護の実施状況

年度	一時保護所における一時保護延べ日数	所内一時保護件数	一時保護委託件数
平成29年度	731,157	24,680	17,048
平成30年度	758,745	25,764	20,733
令和元年度	871,715	27,814	25,102
令和2年度	861,513	26,519	22,228
令和3年度	862,864	26,358	23,526

提供：こども家庭庁

【施策番号 27】

ウ 厚生労働省においては、婦人相談所の一時保護所において被害女性を保護するに当たり、被害女性及び同伴家族の安全の確保、心理的ケアの実施並びに被害女性の障害等個々のケースに応じた支援の充実・強化を図るため、夜間警備体制の強化並びに心理療法担当職員及び個別対応職員の配置を行っている。令和4年4月現在、心理療法担当職員は42人(前年：44人)となっている。

【施策番号 28】

エ 厚生労働省においては、平成24年度から、婦人保護施設退所後の自立支援の一環として、同施設の近隣アパート等を利用して生活訓練や見守り支援を実施する場合に、建物の賃貸料の一部を公費により負担している。

【施策番号 29】

オ 警察庁においては、自宅が犯罪行為の現場となり破壊されるなど、居住が困難で、かつ、犯罪被害者等が自ら居住する場所を確保できない場合等に、一時的に避難するための宿泊場所に要する経費及び自宅が犯罪行為の現場となった場合におけるハウス

クリーニングに要する経費を、都道府県警察に補助しており、都道府県警察においては、これらの経費に係る公費負担制度を運用し、犯罪被害者等の精神的・経済的負担の軽減を図っている。

警察庁においては、同制度ができる限り全国的に同水準で運用されるよう、都道府県警察への指導を徹底している(P11トピックス「各種公費負担制度の充実のための取組」参照)。

【施策番号 30】

カ 警察庁においては、地方公共団体に対し、犯罪被害者等施策主管課室長会議や地方公共団体の職員を対象とする研修の機会を捉えて、犯罪被害者等の居住場所の確保や被害直後からの生活支援に関する取組が適切に行われるよう要請するとともに、地方公共団体の取組事例について、「犯罪被害者等施策情報メールマガジン」等を通じて情報提供を行っている。

令和5年4月現在、全ての都道府県・政令指定都市、592市区町村(前年：全ての都道府県・政令指定都市、489市区町村)において、犯罪被害者等が公営住宅等へ優先的に入居できるようにするなどの配慮が行われている。

警察庁においては、犯罪被害者等の居住場所の確保等が、地方公共団体間で格差が生じず適切に行われるよう、情報提供等の取組を推進している。

(3) 性犯罪被害者等に対する自立支援及び定着支援

【施策番号 31】

厚生労働省においては、地方公共団体やDVシェルターを運営する特定非営利活動法人等が、性犯罪被害者を含む相談者に対する生活相談や、行政機関への同行支援等の自立支援及び家庭訪問や、職場訪問等の定着支援を一体的に行う、「DV被害者等自立生活援助事業」を実施しており、令和4年度は11自治体で実施した。

4 雇用の安定（基本法第17条関係）

(1) 事業主等の理解の増進

【施策番号 32】

ア 厚生労働省においては、犯罪被害等により求職活動に困難を伴う父子家庭の父、母子家庭の母等を試用雇用した事業主に対し、当該者の早期就職の実現を目的としたトライアル雇用助成金を支給している。

【施策番号 33】

イ 公共職業安定所においては、事業主に対し、犯罪被害者等の雇用も含め、雇用管理全般に関するきめ細かな相談援助を行っている。

【施策番号 34】

ウ 公共職業安定所においては、様々な事情によりやむを得ず離職し、新たに仕事を探す必要が生じた犯罪被害者等に対し、当該者の置かれている状況に応じたきめ細かな就職支援を行っている。

(2) 個別労働紛争解決制度の周知徹底等

【施策番号 35】

ア 厚生労働省においては、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律に基づく個別労働紛争解決制度（<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/index.html>）について、ウェブサイトやパンフレット等を活用して周知するとともに、その適正な運用に努めている。

【施策番号 36】

イ 全国 379 か所に設置されている総合労働相談コーナー（<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>）においては、事業主との間で生じた労働問題に関する犯罪被害者等からのあらゆる相談に対して情報提供等を行う、ワンストップサービスを実施している。

個別労働紛争解決制度のパンフレット



提供：厚生労働省

(3) 犯罪被害者等の精神的・身体的被害からの回復等のための休暇制度の周知・啓発

【施策番号 37】

犯罪被害者等は、治療や裁判への出廷のため仕事を休まなければならないこともあるが、犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度は、企業の導入率が0.8%、認知度も8.7%と導入及び認知が十分に進んでいない状況にある（令和4年度「仕事と生活の調和」の実現及び特別な休暇制度の普及促進に関する意識調査）。そこで、厚生労働省においては、同制度の趣旨や導入方法を厚生労働省ウェブサイト（<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuukaseido/>）において紹介するとともに、制度の意義等について解説した動画及びリーフレットを同ウェブサイトに掲載し、経済団体、労働団体をはじめ企業や労働者に対し、同制度の周知・啓発を行っている。

犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度の
リーフレット



提供：厚生労働省

手記

大切な家族を失って

認定NPO法人長野犯罪被害者支援センター
川上 哲義

この事件を覚えておられる方はどれくらいいらっしゃいますでしょうか？

事件が起きたのは、2014年5月になります。

私の息子が危険ドラッグを吸った状態で運転していた少年らの車に衝突され、25歳でこの世を去りました。

● 待望の男の子

私の息子は平成元年4月21日私たち夫婦の間に待望の男の子として生を受けました。

末っ子でして、子供のころから元気にどこでも走り回るような子でした。

そして保育園の時に、遠足で消防署の方に行き、その頃から消防士になりたいとずっと夢を見ておりました。

子供のころから野球をやっており、野球は小中高と続け、高校野球も頑張っており取り組んでいました。

高校を卒業してからは、夢であった消防士になるために、専門学校に3年間通い、その後、ご縁があって岳南広域消防本部に採用され、念願の消防士として勤務し始めました。

そして息子は当時お付き合いしていた女性と事故の半月前に入籍したばかりでした。

4月26日に入籍し、その前に結婚のお祝いを兼ねて2人でディズニーランドに行き、5月の連休にうちに報告にきました。本当にうれしそうで、9月に結婚式を予定していて、パンフレット等を持ってきて、幸せいっぱいでした。

その年の連休中は雨が続いていましたが、家族や兄弟でどうしても焼き肉をしたいと言い、寒いから次の機会にすればいいのではと言いましたが、どうしてもというので、みんなで庭で焼き肉して、次の日、息子は帰っていきました。これが息子の元気な姿を見た最後になってしまいました。

事故が起きたのは、それから間もなくのことでした。

● 危険ドラッグの常習者

当日、息子は消防の夜勤明けでした。当時、気管挿管の資格をとるため、病院で実習をさせてもらっておりました。前日にも実習をさせてもらったので、勤務を終えた息子は患者さんのところにお礼の挨拶をするために病院に向かったそうです。

そして消防署に寄って、その帰りに事故に遭いました。

加害者の少年とその先輩が乗った車、2人は危険薬物の常習だったようで、郵便局まで送られた薬物を取りに行ったそうです。三才駅経由で中野方面に向かいながら、危険薬物を吸うところを探していたようで、先輩の車だったので、最初にその先輩が薬物を吸いながら運転を始めたようです。

その時に吸引したものは強烈だったみたいで、先輩と称する人間が意識を失い、運転ができなくなったようです。

隣に乗っていた事故を起こした加害者が運転を代わり、中野に行く途中の橋のたもとに車を止めて、今度は二人で吸い始めたようです。どのくらい吸っていたか分からないようですが、途中意識が戻ったところで、中野駅に行くということで話がまとまったようで。信州中野に向かって運転を始めて、また運転中に再度吸ったようです。そして信号機で吸ってから本人は意識がなくなりました。

薬の影響でけいれんしはじめ、アクセルをべた踏みしたようです。ドラレコの画像を見ると、車は反対車線を逆走し、息子の前を走っていた車にぶつかり、その衝撃で横を向き、そのまま息子の車に突っ込んできました。

1台目の車の方も大変な怪我をされたそうで、命を落とす一歩手前までいったようで、何カ月も動けなかったようです。

息子のところに当たったわけですが、相手の車が大きな乗用車で、時速130キロ程のスピードで、すごい圧力で当たってきたみたいです。

衝撃がまともに息子の軽にぶつかり、車ごと5メートルほど空中を飛ばされたそうです。その先に派出所のブロック塀があり、そこにまともに体をぶつけたようです。

●知らせを聞いた時

お昼の時報がなり、私がちょうどお昼を食べているときに消防署の上司の方から電話があり「川上君が事故に巻き込まれました。怪我の具合がひどいので、すぐに来ていただけないか。」という内容でした。私は、息子が丈夫だったので、まさか命を落とすような状態だとは思いませんでした。塩尻から息子が運ばれた病院に着くまで、本当に色々考えながら、気を落ち着けるように運転してまいりました。

私たちが着いた時には、もう亡くなっていました。

霊安室で息子の顔を見るまでは、本当にまさかという気持ちが強かったです。

本当に自分自身、その時の記憶が曖昧なのです。何を考えていたのか、自分ではしっかりしているつもりだったのですが、そこからは暫く、朝から晩まで本当に雲の中にいるような感覚でした。

家族中がパニックと言いますか、何も考えられない中で、息子の同期の皆さんが弔問客を案内してくれて助けて頂いたことを覚えております。

●事故直後の心境

事故の後、一週間ほど中野警察署の方で事情聴取を受けました。

警察官の方から被害者支援制度についての資料ももらったのですが、私がしっかりしていなければという気持ちが私の中で本当に強く、ざっくり「被害者の心のケアの相談をする場所かな。」と思っておりました。しかし知り合いのご遺族が積極的に支援センターの支援を受けて裁判に臨まれたという話を聞いたりして、今から思えば、裁判が始まり刑事手続きが始まってからは特に支援を受けていれば良かったなと思っています。

事件後、検察庁で事情聴取を受けるわけですが、そこで被害者参加制度のお話を検事さんから聞きました。「希望されるなら弁護士をつけた方がいいのではないか。」とアドバイスをもらい、また法テラスの案内もしてもらいました。

裁判員裁判の経験のある弁護士さんを探しましたが、法テラスの方でもいろいろとアドバイスを頂きまして、地元の近い弁護士さんをお願いすることにしました。

● 裁判員裁判、被害者参加制度

私も裁判所というところには、生涯縁がないと思っていたところでした。

自分が経験してみても思うことは、裁判所というところは、被害者側の意見を汲み取ってくれるのかなと思っていましたが、また違うルールがあるということです。

私の場合、究極のところ、裁判所とは有罪であるか無罪であるか、量刑を判断する場であって、被害者や被害者遺族の気持ちを静めるところではないと痛切に教えられました。

私たちの裁判は、裁判員裁判で、私は被害者参加制度を利用して裁判に参加しました。

裁判の中では、被害者関係者としては本当につらい体験をしました。

被告の言い訳、弁解、被害者遺族に向けたものではない反省の言葉、これを真顔で聞かないといけないのです。反論もできませんし、裁判が始まるまで何もしなかった被告がその場で一生懸命反省の言葉を述べるのです。それから弁護士が書いたものを読む。裁判が始まるまで1年半もあったのに、それまで何もなかったのに、さかんにそこで反省の色を出して、本当に苦痛でしかありませんでした。

● 被害者遺族としてのつらさ

また被害者意見陳述についても、被告人質問をしてすぐ5分後に意見陳述をしてくださいと言われてきました。本当は被告人質問で何を言うかよく聞いた上で意見陳述をしたかったのですが、裁判官に何度もお願いをしたのですが、やっぱり日程を優先され、かなうことはありませんでした。時間の中に組み込まれている、私はただの駒なのだなと思いました。

私たちの時の裁判員裁判は月曜日に始まり金曜日に終わりました。

裁判員の方に負担をかけないよう短時間で終わらせたいという風に見えて仕方ありませんでした。

ドラマの中では言いたいことも言える、意見を素直に言える姿が映し出されますが、「ドラマとは違うのだな。」とひしひしと感じました。他県で裁判を見たときに、裁判の流れや、形ばかりのものになるか、それとも意見を取り入れてくれるかは裁判長の裁量によっても変わってくるなと感じました。

被害者が置いてきぼりにならない裁判になってほしいと思います。

● 同じ境遇の遺族との絆

そんな中で気持ちが落ち込んだままになってしまいますし、次に向かっていくことが正直できませんでしたが、秋山さんというご遺族（平成26年1月、香川県内で発生した危険ドラッグ使用による危険運転致死事件被害者のご遺族。被害者は、当時小学5年生の御長女実久さん。）とお話することができました。お互いに同じ被害者であること、気持ちを開いてお話をすることによって、気持ちが和らいでいくことを感じました。秋山さんもおっしゃっていましたが、知人に励まされ、「気持ちがわかる。」「頑張っていこうね。」と言われるたびに、「本当にあなたに気持ちが分かるのか。」という負の気持ちがわいてしまうことが自分にもあったので、とても共感できました。

秋山さんのご経験からですが、秋山さんはサラリーマンなので、事故当時は職場もだいぶ気を遣ってくれたそうです。ただ裁判が始まる1年後くらいには、検事や弁護士との打合せ等も増えてきて、休暇をとらないといけな。当初は気を遣っていた職場も事故から時間が経つにつれて「また休みとるの。」と言われることも増えていったそうです。

そういう苦労があるということを再認識しましたし、特に会社勤めの場合に職場の理解も本当に重要だと思いました。

●国への働きかけ

秋山さんと知り合って、厚生労働省に危険ドラッグの規制強化の陳述に行くことになりました。当日、厚生労働委員会で議員の皆様には何とか早く法改正をしてもらえないかとお話をさせていただきました。やはり、当時毎日のように危険ドラッグ関係のニュースが流れていたこともあり、与野党関係なく、各党の議員さんが同じ気持ちになって頂いたと思います。国会でも法改正の必要性を訴えて頂き、おかげさまでその年の2014年12月には危険ドラッグによる保健衛生上の危害の発生の防止等を図るための法改正がなされました。

●最後に

私たちは、当時危険ドラッグって、度々ニュースで流れていても、どういうものかも知りませんでしたし、何か危ないものなのだろうという認識しかありませんでした。

まさか息子はその被害者になるとは夢にも思っていませんでした。

被害者は理不尽なことで被害者となってしまいます。

本当に悔しいですし、被害者になりたいと思う人は一人もいないと思います。

息子は25歳という道半ばの若さで亡くなりました。

自分では遣り残したことが沢山あった事だろうと思います。

代わってやりたくても出来ません、それを思うと悔しくてなりません、残された私たちはこの経験したことを無駄にせず法及び制度の不備も含めて広く大勢の皆さんに被害者及び被害者遺族となってしまった経験をお伝え出来ればと思っています。

願わくは、不条理な事件で傷つく人が出ませんように、祈っております。